

平成 年 月 日		税務署長殿
納税地	(電話番号 - - )	
(フリガナ) 名称 又は屋号		
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	印	
経理担当者氏名		

税務署 処理 欄	一連番号			
	所管	要否	整理番号	
	申告年月日	平成 年 月 日		
	申告区分	指導等	庁指定	局指定
	通信日付印	確認印	省略年月日	
	年 月 日	年 月 日		
	指導年月日	相談	区分1	区分2

自平成20年01月01日

課税期間分の消費税及び地方

至平成20年12月31日

消費税の(確定)申告書

中間申告	自平成 年 月 日
の場合の	
対象期間	至平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十一円															
課税標準額	<1>					8	5	3	3	7	0	0	0	03			
消費税額	<2>					3	4	1	3	4	8	0	06				
控除過大調整税額	<3>												07				
控除税額	控除対象仕入税額	<4>							9	1	6	2	3	1	08		
	返還等対価に係る税額	<5>												09			
	貸倒れに係る税額	<6>												10			
	控除税額小計	<7>							9	1	6	2	3	1			
	控除不足還付税額	<8>												13			
	差引税額	<9>							2	4	9	7	2	0	0	15	
	中間納付税額	<10>												0	0	16	
	納付税額	<11>							2	4	9	7	2	0	0	17	
	中間納付還付税額	<12>												0	0	18	
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	<13>												19			
	差引納付税額	<14>												0	0	20	
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	<15>							8	5	3	3	7	0	5	8	21
	資産の譲渡等の対価の額	<16>							8	5	8	1	8	0	3	5	22
この申告書による地方消費税の税額の計算																	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	<17>												51			
	差引税額	<18>							2	4	9	7	2	0	0	52	
	譲渡割納税額	<19>												53			
	割納税額	<20>							6	2	4	3	0	0	54		
	中間納付譲渡割額	<21>												0	0	55	
	納付譲渡割額	<22>							6	2	4	3	0	0	56		
	中間納付還付譲渡割額	<23>												0	0	57	
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	<24>												58			
	差引納付譲渡割額	<25>												0	0	59	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	<26>								3	1	2	1	5	0	0	60	

付記事項	割賦基準の適用	有	無	31	
	延払基準の適用	有	無	32	
	工事進行基準の適用	有	無	33	
	現金主義会計の適用	有	無	34	
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	無	35	
	控除税額の計算方法	課税売上割合	95%未満	個別対応式一括配分方式	41
			95%以上	全額控除	
	の	課税標準額	4%分	85,337千円	
		旧税率分	3%分	千円	
	内	消費税額	4%分	3,413,480円	
旧税率分		3%分	円		
基準期間の課税売上高			円		
還付を受けようとする金融機関等	銀行 本店・支店 金庫・組合 本所・支所 農協・漁協				
預金	口座番号				
(窓口受取りの場合) 郵便局					
貯金記号番号 (郵便貯金振込みの場合)					
税務署整理欄					
税理士署名押印	印 (電話番号 - - )				
税理士法第30条の書面提出有					
税理士法第33条の2の書面提出有					

<26>=( $<11>+\langle 22 \rangle$ )-( $<8>+\langle 12 \rangle+\langle 19 \rangle+\langle 23 \rangle$ )・修正申告の場合<26>=<14>+<25>  
 <26>が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。